

届け出しなければならない場合(届け出に必要なもの)

※こんなときは、必ず14日以内に世帯主が市区町村の窓口へ届け出をしましょう

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	職場の健康保険などの被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった理由の証明書・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	外国籍の人が加入するとき	在留カード・パスポート・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	職場の健康保険などに加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	職場の健康保険などの被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	外国籍の人がやめるとき	保険証・在留カード・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	市区町村内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書・他市区町村住民票・身分を証明するもの・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの(使えなくなった保険証)・個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
<p>※代理の方が届け出に来られるときは、世帯主からの委任状・代理の方の身分を証明するもの・世帯主および対象となる方の個人番号がわかるもの(通知カード・個人番号カード等)も併せてお持ちください。</p> <p>※各種医療証(子ども医療証や重度障害者医療証など)をお持ちの場合は、併せてお持ちください。</p>		